

○美里町スポーツ施設広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美里町のスポーツ施設（以下「施設」という。）に掲載する広告について、美里町広告掲載要綱（平成27年告示第11号。以下「要綱」という。）及び美里町広告掲載基準（平成27年美里町告示第12号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 施設に関する広告の場所、区画数、大きさ、仕様及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 施設に掲載する広告の内容及びデザインは、基準に定めるものとし、企業名、商品名、商標、キャッチフレーズ、ロゴマーク等とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中からの掲載の場合は、3月31日までとする。

(費用負担)

第4条 広告の作成、掲載、維持管理、修繕、撤去等に係る一切の費用については、広告主の負担とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する広告主は、美里町広告掲載申込書兼誓約書（要綱様式第1号）に掲載しようとする広告原稿の見本を添え、広告掲載開始日の2か月前までに町長に申し込むものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、施設に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。

別表

施 設	素山野球場	南郷球場
場 所	外野フェンス(コンクリート部)	観客席上部内壁
区 画 数	16区画	8区画
大 き さ (1区画あたり)	縦1.5メートル、横6メートル	縦1メートル、横5メートル
仕 様	1 フェンスのコンクリート部及び内壁については、シール状の もので、剥離することができるものとする。 2 直射日光、風雨等によって急激に劣化しないような加工を施 したものとする。 3 背景色は白色を基調としないものとする。 4 太陽光、照明光等による光の乱反射等によって、競技に支障 をきたし、又は周辺の環境を害するおそれがある仕上げ等につ いては、禁止するものとする。	
広告掲載料 (年間)	54,000円 (1区画当たり)	30,000円 (1区画当たり)

備考

- 1 年度途中から掲載する場合の広告掲載料は、月割計算した額とする。